

新旧対照表

新	旧
<p style="text-align: center;">高知県森林資源再生支援事業実施要領</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1 この要領は、高知県森林資源再生支援事業費補助金交付要綱（以下「要綱」という。）別表第1の事業区分 <u>(1)、(4)、(5) 及び (6)</u> の事業の実施に関する事務の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(事業実施主体)</p> <p>第2</p> <p>(1) 再造林推進費 「略」</p> <p><u>(2) 林地残材等搬出 「削除」</u></p> <p><u>(3) 再造林等推進支援 「削除」</u></p> <p>(2) 資機材整備等支援 「略」</p> <p><u>(3) 資機材整備等支援 既存事業者 造林事業を既に実施している林業事業者とする。</u></p> <p><u>(4) シカ防護柵点検管理 造林事業及び木材安定供給推進事業で採択された付帯施設等整備を管理する林業事業者とする。</u></p>	<p style="text-align: center;">高知県森林資源再生支援事業実施要領</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1 この要領は、高知県森林資源再生支援事業費補助金交付要綱（以下「要綱」という。）別表第1の事業区分 <u>(2)、(3)、(4) 及び (6)</u> の事業の実施に関する事務の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(事業実施主体)</p> <p>第2</p> <p>(1) 再造林推進費 「略」</p> <p><u>(2) 林地残材等搬出 「削除」</u> <u>皆伐を実施し林地残材等を運搬する森林組合及び林業事業者とする。</u></p> <p><u>(3) 再造林等促進支援 「削除」</u> <u>再造林推進事業者の登録に同意した、森林組合、生産森林組合、森林整備法人、森林経営計画の認定を受けた者、特定間伐等促進計画の実施主体に位置付けられた者及び高知県木材安定供給推進事業費補助金交付要綱に定める選定経営体とする。</u></p> <p>(4) 資機材整備等支援 「略」</p> <p><u>(3) 「新設」</u></p> <p><u>(4) 「新設」</u></p>

新旧対照表

新	旧
<p>(事業の内容、採択要件等)</p> <p>第3 事業の内容、採択要件等は、別表1によるものとする。</p> <p><u>なお、別表1(2)資機材整備等支援及び(3)資機材整備等支援 既存事業者の事業を実施するために締結する契約については、地方自治体が行う契約手続の取扱いに準じて適切に行うものとし、特に次の点を遵守するものとする。</u></p> <p><u>(1) 契約の方法</u></p> <p><u>計画に基づく事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、競争に付きなければならない。ただし、補助事業等の運営上、競争に付すことが困難又は不相当である場合は、随意契約による事ができる。</u></p> <p><u>(2) 予定価格の設定</u></p> <p><u>契約にあたっては原則として予定価格を設定するものとし、導入しようとする施設の仕様書を定め、原則3者以上の者より見積もりを徴収し行うこととする。ただし、3者以上の者より見積もり書の徴収が困難な場合にあっては、その理由を明らかにするとともに書面により整理保管すること。</u></p> <p><u>(3) 契約の相手方の選定</u></p> <p><u>原則として5者以上の入札者を指名して競争入札(見積書の徴収による場合を含む)により行うこととする。ただし、5者以上の入札者の指名が困難な場合にあっては、理由を明らかにするとともに書面により整理保管することとする。</u></p> <p><u>(4) 入札及び契約</u></p> <p><u>入札及び契約にあたっては競争性公平性を確保して実施する事とし、(1)から(3)を参考に実施すること。なお、次のアからキまでに該当する場合には2人以上のものから見積書を徴収し、随意契約により契約できるものとする。ただし、計画額が30万円を超えないときは単独の見積もりでも可とする。</u></p> <p><u>ア 計画事業費(計画事業費を定めない場合にあっては設計金額。以下同じ。)が次の金額を超えないとき。</u></p> <p><u>① 工事又は製造の請負 250万円</u></p> <p><u>② 財産の買入れ 160万円</u></p> <p><u>③ 物件の借入れ 80万円</u></p> <p><u>④ ①～③以外のもの 100万円</u></p>	<p>(事業の内容、採択要件等)</p> <p>第3 事業の内容、採択要件等は、別表1によるものとする。</p>

新旧対照表

新	旧
---	---

<p>別表 1</p> <p>(1) 再造林推進費 「略」</p> <p><u>(2) 林地残材等搬出 「削除」</u></p> <p><u>(4) 再造林等促進支援 「削除」</u></p>	<p>別表 1</p> <p>(1) 再造林推進費 「略」</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事業区分</th> <th>事業内容</th> <th>対象経費等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(2) 林地残材等搬出</td> <td>再造林を行う皆伐施業地から発生する林地残材等（C材又はD材）を有効利用するために必要な山土場から利用施設までの運搬に対する取組。</td> <td> ① 再造林が確実に実施される旨を記載した協定に基づく皆伐施業地から発生する林地残材等であること。 ② 再造林を実施する皆伐施業地の一施業地面積が0.1ヘクタール以上であること。 注1) チップ等端材とは、丸太の生産過程で発生する細い梢端部、根張り部等でチップ・パルプ材や木質バイオマスに利用可能な材（枝条を含む。）をいう。 注2) チップ等端材1トンは1.2立方メートルとする。 ※添付書類 ・再造林が確実に実施される旨を記載した協定書（別紙）の写し </td> </tr> <tr> <td>(4) 再造林等促進支援</td> <td>低密度植栽による人工造林及び附帯施設等整備（鳥獣害防止施設等整備）の推進。</td> <td> 低密度植栽による人工造林及び附帯施設等整備（鳥獣害防止施設等整備）に要する手数料並びに森林保険料。 注1) 森林保険料は、事業主体が契約をした場合に限る 注2) 低密度植栽とは、1ヘクタール当たり2,000本以下の植栽をいう（ただし、保安林にあつては指定施業要件で定められた本数の植栽。）。 </td> </tr> </tbody> </table>	事業区分	事業内容	対象経費等	(2) 林地残材等搬出	再造林を行う皆伐施業地から発生する林地残材等（C材又はD材）を有効利用するために必要な山土場から利用施設までの運搬に対する取組。	① 再造林が確実に実施される旨を記載した協定に基づく皆伐施業地から発生する林地残材等であること。 ② 再造林を実施する皆伐施業地の一施業地面積が0.1ヘクタール以上であること。 注1) チップ等端材とは、丸太の生産過程で発生する細い梢端部、根張り部等でチップ・パルプ材や木質バイオマスに利用可能な材（枝条を含む。）をいう。 注2) チップ等端材1トンは1.2立方メートルとする。 ※添付書類 ・再造林が確実に実施される旨を記載した協定書（別紙）の写し	(4) 再造林等促進支援	低密度植栽による人工造林及び附帯施設等整備（鳥獣害防止施設等整備）の推進。	低密度植栽による人工造林及び附帯施設等整備（鳥獣害防止施設等整備）に要する手数料並びに森林保険料。 注1) 森林保険料は、事業主体が契約をした場合に限る 注2) 低密度植栽とは、1ヘクタール当たり2,000本以下の植栽をいう（ただし、保安林にあつては指定施業要件で定められた本数の植栽。）。
事業区分	事業内容	対象経費等								
(2) 林地残材等搬出	再造林を行う皆伐施業地から発生する林地残材等（C材又はD材）を有効利用するために必要な山土場から利用施設までの運搬に対する取組。	① 再造林が確実に実施される旨を記載した協定に基づく皆伐施業地から発生する林地残材等であること。 ② 再造林を実施する皆伐施業地の一施業地面積が0.1ヘクタール以上であること。 注1) チップ等端材とは、丸太の生産過程で発生する細い梢端部、根張り部等でチップ・パルプ材や木質バイオマスに利用可能な材（枝条を含む。）をいう。 注2) チップ等端材1トンは1.2立方メートルとする。 ※添付書類 ・再造林が確実に実施される旨を記載した協定書（別紙）の写し								
(4) 再造林等促進支援	低密度植栽による人工造林及び附帯施設等整備（鳥獣害防止施設等整備）の推進。	低密度植栽による人工造林及び附帯施設等整備（鳥獣害防止施設等整備）に要する手数料並びに森林保険料。 注1) 森林保険料は、事業主体が契約をした場合に限る 注2) 低密度植栽とは、1ヘクタール当たり2,000本以下の植栽をいう（ただし、保安林にあつては指定施業要件で定められた本数の植栽。）。								

新旧対照表

新	旧
---	---

<p><u>(2) 資機材整備等支援 「略」</u></p>			<p><u>(5) 資機材整備等支援 「略」</u></p>
事業区分	事業内容	対象経費等	
<p><u>(3) 資機材整備等支援 既存事業者</u></p>	<p><u>造林を行う既存事業者の生産性の向上や低コスト造林を推進するため、資機材及び低コスト造林に寄与する造林機械のレンタルを支援する取組。</u></p>	<p><u>資機材及び低コスト造林に寄与する造林機械のレンタルに要する経費の 1/2 以内。</u></p> <p><u>・補助対象の例</u></p> <p><u>ヘルメット、防振（防蜂）手袋、なた、のこぎり、防護服、安全靴、刈払機、チェーンソー、ウインチ、軽架線、チップパー、電気柵・土留め柵等構築物の資材、植林用自動穴掘機械、林内通信機器（LPWA等）、携帯型GPS機器、林内作業車（500万円未満のもの）、苗木運搬車、レンタル経費等（汎用性のある物品等は対象外）</u></p>	
<p><u>(4) シカ防護柵点検管理</u></p>	<p><u>シカ等による苗木の食害を防ぐため、シカ防護柵の点検及び簡易な補修を実施。</u></p>	<p><u>・造林事業及び木材安定供給推進事業で採択された附帯施設等整備（鳥獣外防止ネット）であること。</u></p> <p><u>・防護柵の全周を踏査により見回りを行い、防護柵に軽微な異常があれば補修を実施する。</u></p>	

「新設」

「新設」

新旧対照表

新	旧
---	---

<p>別記</p> <p>第1号様式（再造林推進費用） 「略」</p> <p>第1号様式（資機材整備等支援用） 「略」</p>	<p>別記</p> <p>第1号様式（再造林推進費用） 「略」</p> <p>第1号様式（資機材整備等支援用） 「略」</p>
---	---

新旧対照表

新	旧
---	---

<p><u>第2号様式～第3号様式「略」</u></p> <p><u>第4号様式</u></p> <p style="text-align: right;"><u>年 月 日</u></p> <p><u>林業事務所長 様</u></p> <p style="text-align: right;"><u>事業実施主体 住 所</u> <u>氏 名</u></p> <p style="text-align: center;"><u>森林資源再生支援事業完成予定年月日の延期届出書</u></p> <p><u>年 月 日</u>付け高知県指令 第 号で補助金交付決定通知のありました事業について、下記のとおり事業完成予定年月日を延期したいので届け出ます。</p> <p style="text-align: center;"><u>記</u></p> <p><u>1 延期の理由</u></p> <p><u>2 変更前事業完成予定年月日</u></p> <p><u>3 変更後事業完成予定年月日</u></p>	<p><u>第2号様式～第3号様式「略」</u></p> <p><u>第4号様式「新設」</u></p>
---	---

新旧対照表

新	旧
<p>別紙（協定書様式 ※伐採事業者と造林事業者が異なる場合） 「削除」</p>	<p>別紙（協定書様式 ※伐採事業者と造林事業者が異なる場合）</p> <p>高知県森林資源再生支援事業における再造林に関する協定書</p> <p>森林所有者〇〇〇（氏名）（以下「甲」という。）と伐採事業者（事業実施主体）〇〇〇（氏名）（以下「乙」という。）と造林事業者〇〇〇（氏名）（以下「丙」という。）は、高知県森林資源再生支援事業（以下「事業」という。）の実施に関し、事業の目的を達成するため、次のとおり協定を締結する。</p> <p>（目的）</p> <p>第1条 この協定は、森林の再造林を確実に実施し森林資源を再生させることにより、森林の持つ多面的機能を持続的に発揮させることを目的とする。</p> <p>（協定の期間）</p> <p>第2条 この協定の期間は、令和 年 月 日から令和 年 月 日までとする。ただし、協定期間が満了する前に再造林が完了し、目的を達成した場合は、この協定も完了するものとする。</p> <p>（対象とする森林）</p> <p>第3条 協定の対象とする森林は、下記のとおりとする。</p> <p>（整備内容及び実施）</p> <p>第4条 甲は、森林の持つ多面的機能を持続的に発揮させるため、対象森林を伐採後、確実に再造林を実施する。</p> <p>2 甲は、伐採及び再造林の一部又は全部を乙又は丙に委託できるものとする。</p> <p>（当事者の義務）</p> <p>第5条 この協定に基づき当事者は、それぞれ次に掲げる義務を負い、誠実に履行するものとする。</p> <p>（1）甲の義務</p> <p>ア 甲は、対象森林の伐採後、再造林を実施する。</p> <p>イ 甲は、対象森林の境界及び所有権等の権利に関し、第三者から異議申立てがあった場合は、その処理に当たるものとする。</p> <p>ウ 甲は、協定の期間が終了した後においては、第1条の目的が達成されるよう適正な管理に努めるものとする。</p> <p>（2）乙の義務</p> <p>ア 乙は、対象森林で伐採した木材を余すことなく利用し、林地残材等を木質バイオマス資源として活用を図るものとする。</p> <p>イ 乙は、伐採時の作業道開設、林内作業、林地残材の処理等について、再造林を前提とした作業を行い省力化を図るものとする。</p> <p>（3）丙の義務</p>

新旧対照表

新	旧
	<p><u>丙は、再造林時には、効率的な施策の実施に努め省力化を図るものとする。</u></p> <p><u>(協定の承継等)</u></p> <p><u>第6条 甲は、再造林の完了までに森林を第三者に譲渡した場合、新たな権利を設定した場合、又は相續により所有権の移転があった場合は、当該第三者に対しこの協定の承継を行うものとする。</u></p> <p><u>2 前項の場合において、譲渡を受けた者又は新たな権利関係者がこの協定の承継を拒んだときは、乙は事業において県から交付を受けた補助金相当額（以下「補助金相当額」という。）を知事に返還するものとし、甲及び乙は当該返還に係る費用を負担するものとする。ただし、相續により所有権の移転を受けた者がこの協定の承継を拒んだときは、所有権の移転を受けた者が補助金相当額を知事に返還するものとする。</u></p> <p><u>(特別の事情による協定の失効)</u></p> <p><u>第7条 次に掲げる場合において、この協定は対象森林の全部又は一部についてその効力を失う。</u></p> <p><u>(1) 対象森林の全部又は一部が公用、公共用又は公益事業の用に供されたとき。</u></p> <p><u>(2) 火災、天災その他当事者の責に帰し得ない事由により対象森林の全部又は一部が滅失したとき。</u></p> <p><u>(協定に違反した場合の措置)</u></p> <p><u>第8条 甲が、第5条の義務に違反したときは、補助金相当額を知事に返還するものとし、甲及び乙は当該返還に係る費用を負担するものとする。</u></p> <p><u>(その他)</u></p> <p><u>第9条 この協定に定めのない事項については、別途甲乙丙協議の上、処理するものとする。</u></p> <p><u>この協定の成立を証するため、本書3通を作成し、甲乙丙記名押印の上、各自1通を所持する。</u></p> <p><u>令和 年 月 日</u></p> <p style="text-align: center;"><u>甲住所</u></p> <p style="text-align: center;"><u>森林所有者氏名</u></p> <p style="text-align: center;"><u>乙住所</u></p> <p style="text-align: center;"><u>伐採事業者氏名</u></p> <p style="text-align: center;"><u>丙住所</u></p> <p style="text-align: center;"><u>造林事業者氏名</u></p>

新旧対照表

新	旧
<p>別紙（協定書様式 ※伐採事業者と造林事業者が同じ場合） 「削除」</p>	<p><u>別紙（協定書様式 ※伐採事業者と造林事業者が同じ場合）</u></p> <p><u>高知県森林資源再生支援事業における再造林に関する協定書</u></p> <p><u>森林所有者〇〇〇（氏名）（以下「甲」という。）と伐採及び造林事業者（事業実施主体）〇〇〇（氏名）（以下「乙」という。）は、高知県森林資源再生支援事業（以下「事業」という。）の実施に関し、事業の目的を達成するため、次のとおり協定を締結する。</u></p> <p><u>（目的）</u></p> <p><u>第1条 この協定は、森林の再造林を確実に実施し森林資源を再生させることにより、森林の持つ多面的機能を持続的に発揮させることを目的とする。</u></p> <p><u>（協定の期間）</u></p> <p><u>第2条 この協定の期間は、令和 年 月 日から令和 年 月 日までとする。ただし、協定期間が満了する前に再造林が完了し、目的を達成した場合は、この協定も完了するものとする。</u></p> <p><u>（対象とする森林）</u></p> <p><u>第3条 協定の対象とする森林は、下記のとおりとする。</u></p> <p><u>（整備内容及び実施）</u></p> <p><u>第4条 甲は、森林の持つ多面的機能を持続的に発揮させるため、対象森林を伐採後、確実に再造林を実施する。</u></p> <p><u>2 甲は、伐採及び再造林の一部又は全部を乙に委託できるものとする。</u></p> <p><u>（当事者の義務）</u></p> <p><u>第5条 この協定に基づき当事者は、それぞれ次に掲げる義務を負い、誠実に履行するものとする。</u></p> <p><u>（1）甲の義務</u></p> <p><u>ア 甲は、対象森林の伐採後、再造林を実施する。</u></p> <p><u>イ 甲は、対象森林の境界及び所有権等の権利に関し、第三者から異議申立てがあった場合は、その処理に当たるものとする。</u></p> <p><u>ウ 甲は、協定の期間が終了した後においては、第1条の目的が達成されるよう適正な管理に努めるものとする。</u></p> <p><u>（2）乙の義務</u></p> <p><u>ア 乙は、対象森林で伐採した木材を余すことなく利用し、林地残材等を木質バイオマス資源として活用を図るものとする。</u></p> <p><u>イ 乙は、伐採時の作業道開設、林内作業、林地残材の処理等について、再造林を前提とした作業を行い省力化を図るものとする。</u></p> <p><u>ウ 乙は、再造林時には、効率的な実施の実施に努め省力化を図るものとする。</u></p> <p><u>（協定の承継等）</u></p>

新旧対照表

新	旧
	<p><u>第6条 甲は、再造林の完了までに森林を第三者に譲渡した場合、新たな権利を設定した場合、又は相続により所有権の移転があった場合は、当該第三者に対しこの協定の承継を行うものとする。</u></p> <p><u>2 前項の場合において、譲渡を受けた者又は新たな権利関係者がこの協定の承継を拒んだときは、乙は事業において県から交付を受けた補助金相当額（以下「補助金相当額」という。）を知事に返還するものとし、甲及び乙は当該返還に係る費用を負担するものとする。ただし、相続により所有権の移転を受けた者がこの協定の承継を拒んだときは、所有権の移転を受けた者が補助金相当額を知事に返還するものとする。</u></p> <p><u>（特別の事情による協定の失効）</u></p> <p><u>第7条 次に掲げる場合において、この協定は対象森林の全部又は一部についてその効力を失う。</u></p> <p><u>（1）対象森林の全部又は一部が公用、公共用又は公益事業の用に供されたとき。</u></p> <p><u>（2）火災、天災その他当事者の責に帰し得ない事由により対象森林の全部又は一部が滅失したとき。</u></p> <p><u>（協定に違反した場合の措置）</u></p> <p><u>第8条 甲が、第5条の義務に違反したときは、補助金相当額を知事に返還するものとし、甲及び乙は当該返還に係る費用を負担するものとする。</u></p> <p><u>（その他）</u></p> <p><u>第9条 この協定に定めない事項については、別途甲乙協議の上、処理するものとする。</u></p> <p><u>この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を所持する。</u></p> <p>令和 年 月 日</p> <p style="text-align: center;"><u>甲住所</u></p> <p style="text-align: center;"><u>森林所有者氏名</u></p> <p style="text-align: center;"><u>乙住所</u></p> <p style="text-align: center;"><u>伐採及び造林事業者氏名</u></p>

新旧対照表

新	旧
<p>別紙（確約書様式 ※森林所有者、伐採事業者、造林事業者が同じ場合） 「削除」</p>	<p>別紙（確約書様式 ※森林所有者、伐採事業者、造林事業者が同じ場合）</p> <p>高知県森林資源再生支援事業における再造林に関する確約書（案）</p> <p>高知県森林資源再生支援事業（以下「事業」という。）の実施に関し、事業の目的を達成するため、下記事項を遵守することを確約します。</p> <p>記</p> <p>（目的）</p> <p>第1 森林の再造林を確実に実施し森林資源を再生させることにより、森林の持つ多面的機能を持続的に発揮させることを目的とします。</p> <p>（期間）</p> <p>第2 期間は、令和 年 月 日から令和 年 月 日までとします。</p> <p>（対象森林）</p> <p>第3 対象とする森林は、下記のとおりです。</p> <p>（整備内容及び実施）</p> <p>第4 森林の持つ多面的機能を持続的に発揮させるため、対象森林を伐採後、確実に再造林を実施します。</p> <p>（義務）</p> <p>第5 次に掲げる義務を負い、誠実に履行します。</p> <p>（1）対象森林の伐採後、再造林を実施します。</p> <p>（2）対象森林の境界及び所有権等の権利に関し、第三者から異議申立てがあった場合は、その処理に当たります。</p> <p>（3）期間が終了した後においては、第1条の目的が達成されるよう適正な管理に努めます。</p> <p>（4）対象森林で伐採した木材を余すことなく利用し、林地残材等を木質バイオマス資源として活用を図ります。</p> <p>（5）伐採時の作業道開設、林内作業、林地残材の処理等について、再造林を前提とした作業を行い省力化を図ります。</p> <p>（6）再造林時には、効率的な施策の実施に努め省力化を図ります。</p> <p>（確約の承継等）</p> <p>第6 再造林の完了までに森林を第三者に譲渡した場合、新たな権利を設定した場合、又は相続により所有権の移転があった場合は、当該第三者に対しこの確約の承継を行います。</p> <p>2 前項の場合において、譲渡を受けた者又は新たな権利関係者がこの確約の承継を拒んだときは、事業において県から交付を受けた補助金相当額（以下「補助金相当額」という。）を知事に返還するものとし、当該返還に係る費用を負担します。</p> <p>（特別の事情による確約の失効）</p>

新旧対照表

新	旧
	<p><u>第7 次に掲げる場合において、この確約は対象森林の全部又は一部についてその効力を失うこととします。</u></p> <p><u>(1) 対象森林の全部又は一部が公用、公共用又は公益事業の用に供されたとき。</u></p> <p><u>(2) 火災、天災その他当事者の責に帰し得ない事由により対象森林の全部又は一部が滅失したとき。</u></p> <p><u>(義務に違反した場合)</u></p> <p><u>第8 第5の義務に違反したときは、補助金相当額を知事に返還するものとします。</u></p> <p>令和 年 月 日</p> <p>高知県知事 様</p> <p style="text-align: center;">住所</p> <p style="text-align: center;">森林所有者氏名</p>

新

第1号様式(林地残材等搬出用)

「削除」

旧

第1号様式(林地残材等搬出用)

森林資源再生支援事業計画書

(2) 林地残材等搬出

事業期間 _____ ~ _____

品名	対象森林						森林所有者の住所及び氏名	樹種	林齢	皆伐面積 (ha)	分組 (区画 別)	チップ等 端材搬出 量 (t)	チップ等 端材搬出 量 (m ³)	チップ等 端材搬出 量 (m ³)	事業費 (円)	補助金額 (600円 /m ³)	出資先 事業所名 (予定)	再造林の内容(予定)			備考			
	市町村	大字	字	地番	他地番	林小界												種別 (予定)	面積 (ha)	樹種		植栽本数 (ha当り 別)	コスト 使用の概 算	
												C材												
												D材												
												C材												
												D材												
												C材												
												D材												
												C材												
												D材												
												C材												
												D材												
												C材												
												D材												
												C材												
												D材												
												C材												
												D材												
												C材												
												D材												

(注)

- 1 「面積」は、小数点3位以下切り捨てて小数点2位止めとしてください。
- 2 「チップ等端材搬出量(t)」は、小数点2位以下切り捨てて小数点1位止めとしてください。
- 3 「チップ等端材搬出量(m³)」は、小数点以下切り捨てて整数止めとしてください。
- 4 「事業費」に消費税仕入控除税額等がある場合は「備考」欄に金額の内数として記載してください。
- 5 「補助金額」は、円未満を切り捨ててください。
- 6 皆伐を実施する森林の所在が確認できる森林基本図(1/5,000)を添えてください。

